

中札内村 ^{すいしょうひん} 粹匠品 登 録 要 領

- 申請受付：毎月末日まで〔随時、受け付けています〕
（申請月の翌月までに審査・登録されます）

- 申請手続き先・問合せ先
〒089-1392
北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地
中札内村役場産業課産業グループ 宛

TEL 0155-67-2495 FAX 0155-67-2156

E-mail: s-sangyo@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

- 要領の他に、記載例等が添付されています。

（目的）

第1 次の第4で掲げる登録基準を設定し、他の製造・加工した食品と差別化を図り、作り手のこだわりのPRと、粹匠品の情報を公開することで消費者の安心づくり、そして地産地消を推進するものです。

（対象）

- 第2 農畜産物・林産物を加工（付加価値を付けた）・製造した食品とします。
- 2 中札内産を原材料として使用し、**村内外**を問わず製造された食品とします。
 - 3 村長が特別に認めた食品

（申請資格）

- 第3 **村内外**の団体や会社、個人です。
- 2 製造に関わる関係法令等を遵守していること。

（登録基準）必須

第4 粋匠品の登録は次の基準のいずれかを満たすもので、商品パッケージに「原材料（素材）が中札内産である表示」が速やかにできること。

（パンフレット等で中札内産であることを公表している場合は、パッケージ変更時に表示しなければなりません）

（この要領での定義）

※配合前の総重量（水除く）から、食塩と「総重量の5%未満の各原材料」（少量の材料や調味料、添加物が対象）を除いた原材料（以下「素材」という）を用います。

・ 配合前の総重量 - （食塩と、総重量の5%未満の各原材料） = 素材
（水除く）

① 中札内産素材※の重量割合が、配合前の総重量の過半以上、又は素材の品数で過半以上である食品。

（例）原材料：総重量 100 g
中札内産豚肉 80 g、道内産玉ねぎ 10 g、
食塩 4 g、香辛料 3 g、調味料 3 g

【総重量の5%未満】

総重量（100 g） - （食塩 4 g、香辛料 3 g・調味料 3 g）

= 素材（中札内産豚肉〔総重量の8割〕・道内産玉ねぎ）
【素材の品数：豚肉と玉ねぎの2品】

② 中札内産素材※を2品以上使用し、その他の素材は、すべて十勝産素材（米のみ道内産素材）を使用している食品。

※ 中札内産素材：100%中札内産の農畜産物・林産物、又は主原料が中札内産の加工品。

※ 十勝産素材：100%十勝産農畜産物・林産物、又は主原料が十勝産の加工品。

〔パッケージ表示例〕

・ 中札内産 100% 枝豆 ・ 豚肉（中札内産）

・ 主原料が中札内産生乳のチーズ使用 等

（賛同と参画）

第5 「中札内産 食の応援団のお店」と連携・協力し、相乗効果（販売増加、お客様満足度の向上）に努めること。

※中札内産 食の応援団のお店とは、この要領と同時にスタートした中札内産品を積極的に取り扱う登録店のことです。

2 村の公式ホームページアドレスを商品パッケージに掲載し、粋匠品登録制度のPRに努めること。

〔例〕粋匠品登録制度の詳細については、<http://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp/>

3 必要に応じて設置する協議会等のネットワークづくりに積極的に参画していただけること。

（リピーターづくり）

第6 自社のホームページをできるだけ作成し、消費者に会社や粋匠品の製造過程や原材料の特性について詳しく公開し、リピーターづくりに努めていただけること。

（申請手続き）

第7

提出書類等	備 考
登録申請書（別記第1号様式）	記載例を参照し、記入してください。記入例と様式は、要領に添付されています。
「粋匠品のカルテ」（別記第2号様式）	
食品の写真1枚以上 （データが望ましい）	データの場合、CDやメール （村ホームページに掲載させていただきます）
パッケージ、又は容器	※上記以外に追加資料をお願いすることがあります。

（登録審査）

第8 書類審査としますが、必要に応じて試食等の審査を行います。

2 登録された食品の申請者には、登録証が交付されます。

なお、粋匠品名等の変更により再交付申請（共通別記第8号様式）することができます。

（登録の決定及びマーク使用）

第9 登録された食品のみ登録マークを使用（シール・印刷）することができます。

2 登録マークを使用する場合は、村で指定した規格、色とします。

3 登録マークを使用するときは、登録マーク使用届（別記第3号様式）を提出する必要があります。

4 登録基準に適合しないと判断するときは、その理由を付して、登録を認めない旨を当該申請者に対して通知（共通別記第7号様式）するものとします。

（登録料）

第10 無料とします。

（登録期間）

第11 原則、基準を満たしている期間（登録マーク使用期間）とします。

（届出）

第12 次のように申請時から変更が生じる場合は、変更届（共通別記第9号様式）を事務局（地域課経済グループ）へ提出してください。

- ① 粋匠品の名称等に変更があった場合
- ② 粋匠品の製造、中止又は廃止したとき

※簡易な変更の場合は、粋匠品のカルテ等の朱書きにより代用できます。

（報告・随時調査）

第13 年1度、村から送付する状況報告届（共通別記第10号様式）を提出していただきます。

2 必要に応じて実施する随時調査に応じていただきます。

（公表・ホームページへのリンク）

第14 申請時に提出していただいた『申請書』『粋匠品のカルテ』を村のホームページで公表させていただき、消費者との信頼を図ります。

また、ホームページをお持ちの場合は、リンクさせていただきます。

（登録の取り消し）

第15 次に該当する場合、登録を取り消すことができるものとし、取り消しを行ったときは、当該申請者に通知（別記第11号様式）するものとしします。

- ① 登録基準を満たさなくなった場合
- ② 登録マークを不正に使用、表示した場合
- ③ 粋匠品、又は登録を受けている申請者としての信用を著しく損なう行為があった場合

附 則

この要領は、平成19年 5月 1日から施行する。

平成20年 4月 1日 一部改正。